

宗像市 屋外広告物条例の手引き (案)

宗像市屋外広告物条例を平成 27 年 11 月 1 日から施行します

<目 次>

はじめに	1
1. 屋外広告物とは	1
2. 屋外広告物の許可申請	1
3. 許可申請の流れ・手続き	2
4. 禁止広告物と禁止物件	3
5. 特別地域と普通地域	4
6. 屋外広告物の基準の概要	5
7. 適用除外	11
8. 許可期間、手数料、罰則	12
9. 経過措置	13
10. 路上違反広告物の簡易除却制度について	14

はじめに

市では、景観法に基づく景観計画を平成26年7月に策定し、同年10月から景観条例と合わせて本格施行しており、本市の特性を活かした良好な景観形成の実現を目指しています。

屋外広告物も景観を構成する重要な要素の一つであり、その表示や設置に際しては、安全性の確保はもとより周辺景観との調和という視点が大切になります。これまで、本市における屋外広告物に関する規制は、福岡県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）に基づいて行われてきましたが、景観計画の施行を機に建築物や工作物と一体となった良好な屋外広告物景観の形成が求められています。

本市の場合、特に歴史的景観や自然景観に恵まれた島部や玄海地域などの景観重点区域（景観計画で定める景観重点区域をいう。）では、屋外広告物を地域の景観特性に配慮した規模・数量・色彩などへと誘導していく必要があります。

そこで、良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、本市独自の屋外広告物条例を制定しました。

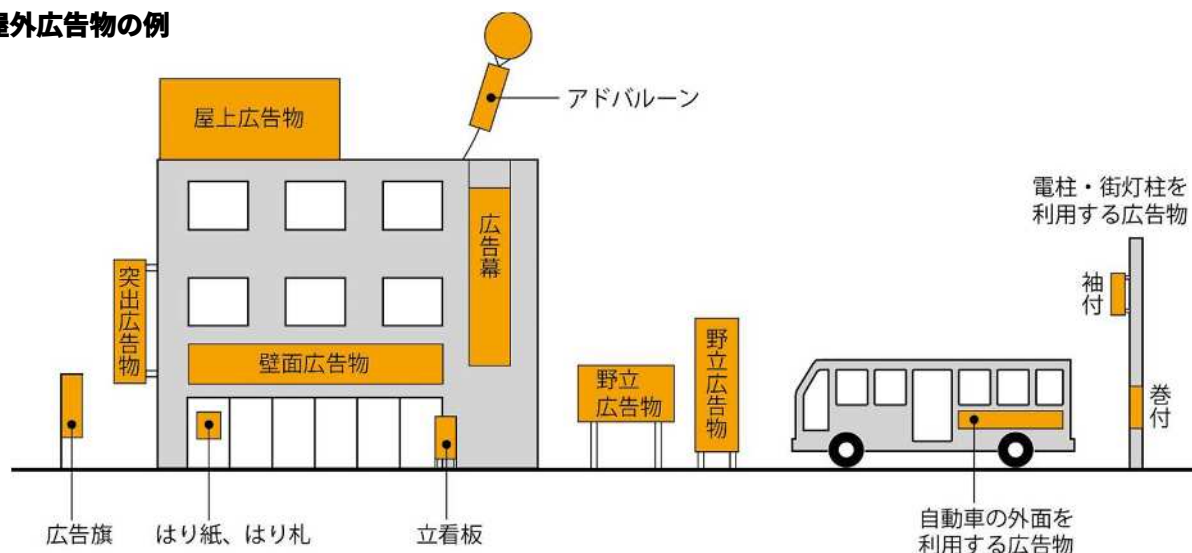
この手引きは、屋外広告物の規制誘導の概要を示すとともに、屋外広告物の許可の個別基準等について解説したものです。

屋外広告物とともに宗像の自然、歴史、まちなみが輝く景観を守り育てていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条で定義）

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板などをいいます。このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものであっても常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。

屋外広告物の例



2. 屋外広告物の許可申請

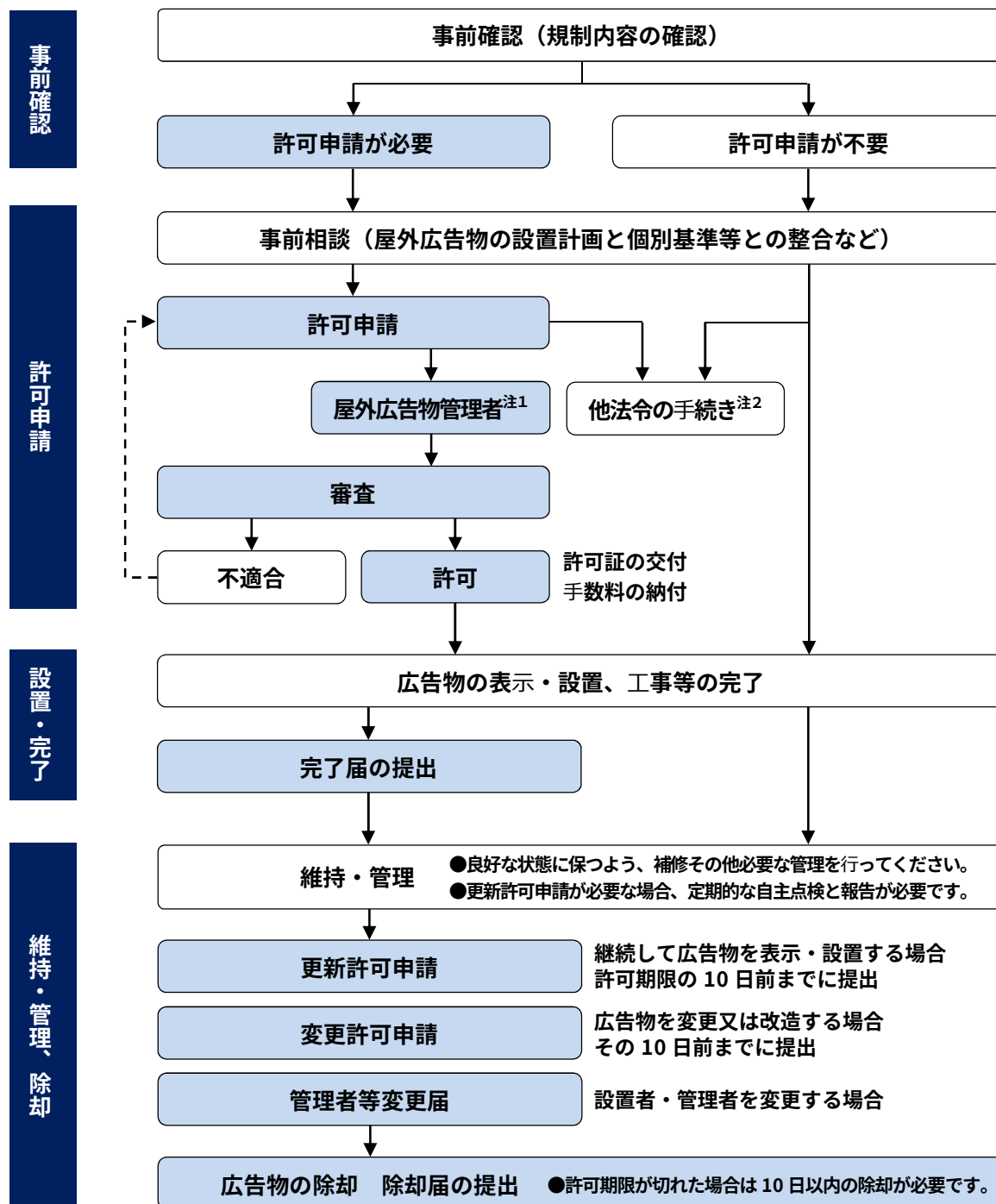
宗像市内に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、市長の許可が必要です。許可期間内に広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き広告物を掲示する場合も、市長の許可が必要です。

なお、一定規模以下の広告物など、許可申請の適用除外となる広告物があります。

3. 許可申請の流れ・手続き

許可申請は、広告物の所有者に当たる広告主が原則として行いますが、広告物の製作・設置者が代理で行うこともできます。

広告主は、自己の広告物の責任を負いますので、必ず設置前に許可申請の要・不要を確認してください。
また、製作・設置者は、広告主に許可申請の理解を促す必要があります。



注1：はり紙、はり札等、立看板等の簡易な広告物を除き、広告物を表示・設置する場合は、広告物を管理する者の設置が義務づけられています。また、高さが4mを超える広告物又は掲出物件を管理する者は、「建築士」・「屋外広告物士」のいずれかの資格を有する者等でなければなりません。

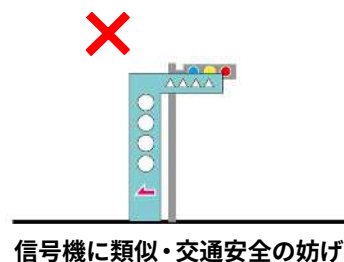
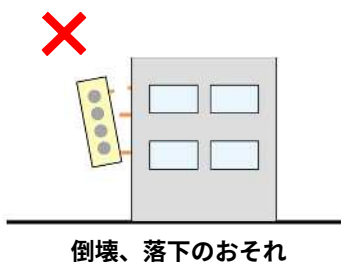
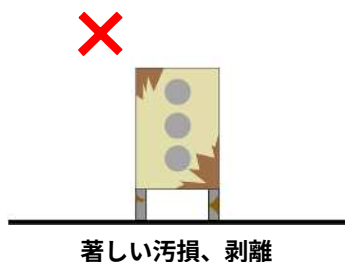
注2：高さが4mを超える広告物は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。道路上に広告物を出す場合は、道路占用許可（各道路管理者）や道路使用許可（道路を管轄する警察署）が必要です。

4. 禁止広告物と禁止物件

(1) 禁止広告物 (条例第13条)

次のような広告物は、すべての地域において表示できません。

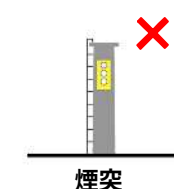
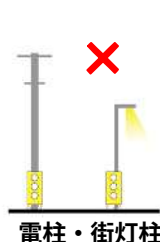
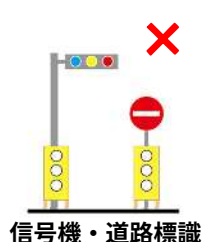
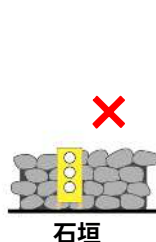
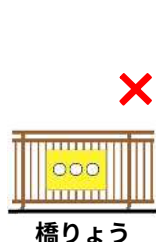
- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



(2) 禁止物件 (条例第6条)

次の物件には、原則として広告物を表示できません（※適用除外となるものもあります→P11 参照）。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ② 石垣、擁壁の類
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、歩道柵、カーブ・ミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、駒止めの類並びに里程標の類
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識
(はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等その他これらに類するものを表示する場合に限る)
- ⑥ 消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類
- ⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑪ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑫ 道路の路面
- ⑬ 市長が特に必要と認めて指定する物件



5. 特別地域と普通地域 (条例第4条、第7条)

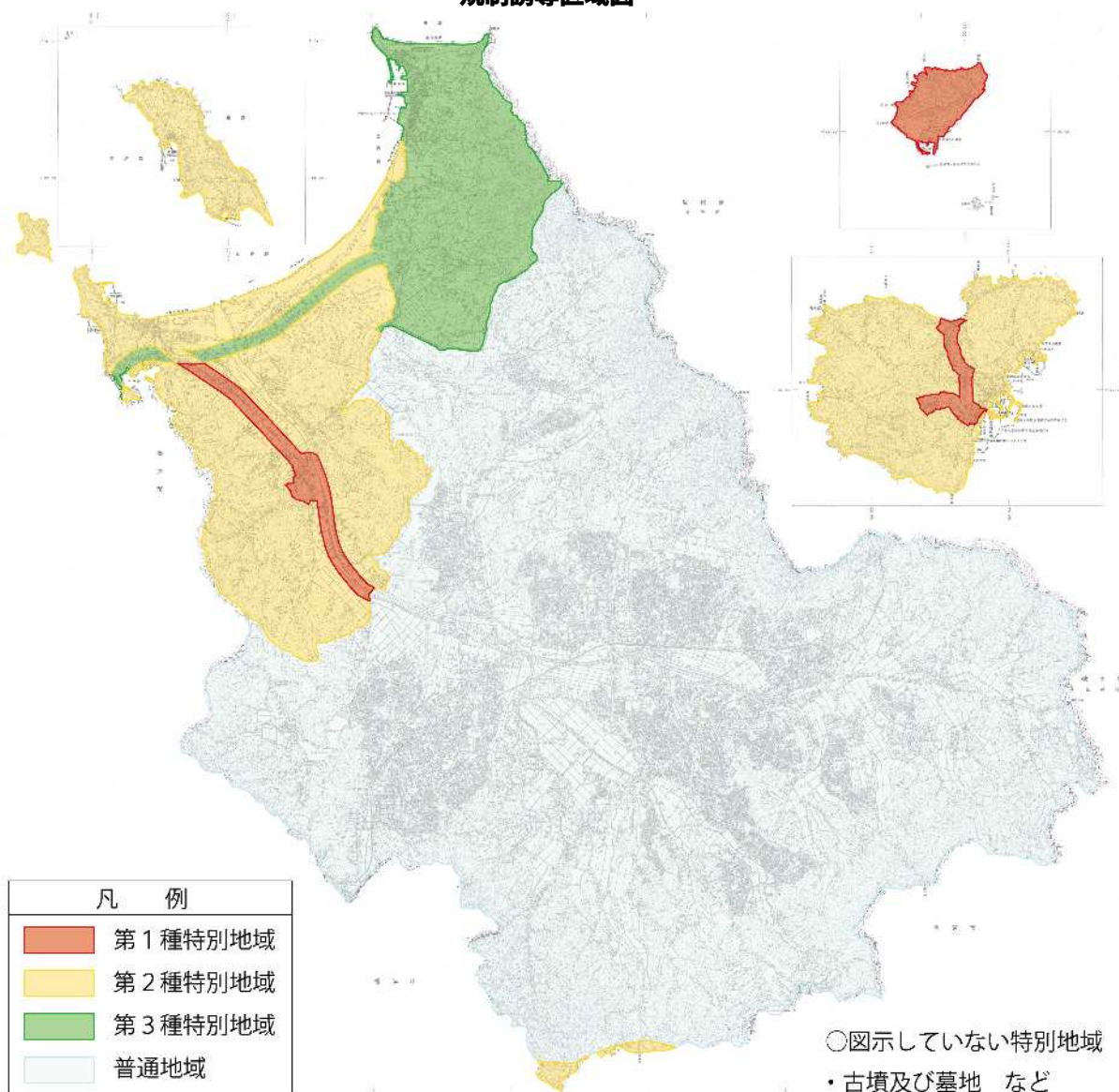
本市では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通地域に区分し、地域ごとに基準を定めています。

特別地域	原則として自家広告物 ^{※1} のみ、一定の条件のもとで表示・設置が可能な地域	
	第1種特別地域	特に良好な自然景観や歴史・文化遺産等を保全する地域
	第2種特別地域	良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観等を保全する地域
	第3種特別地域	良好な自然環境とまちなみが調和した景観を保全する地域
普通地域	自家広告物・非自家広告物 ^{※2} ともに、一定の条件のもとで表示・設置が可能な地域で、土地利用の状況に応じた良好な景観を形成する地域	

※1 自家広告物 … 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件のこと。

※2 非自家広告物 … 自家広告物以外の広告物。

規制誘導区域図



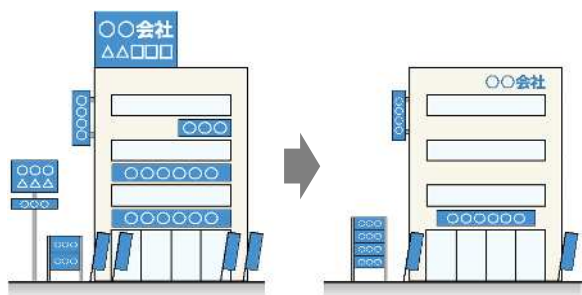
6. 屋外広告物の基準の概要 (詳細は規則で定めます)

(1) 共通基準

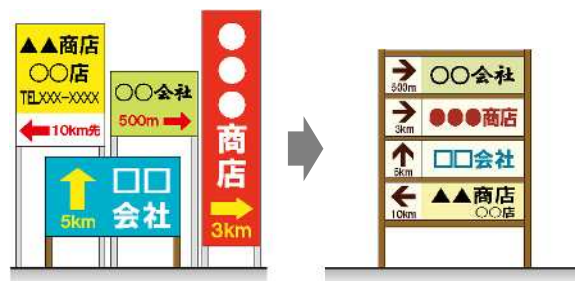
項 目	基 準
広告物の規模	① 広告物の面積、高さ及び数量は、最小限とすること。 ② 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。
周辺との調和	③ 広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。 ④ 建築物その他の工作物等に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物等との調和を図ること。
色彩や光の使い方	⑤ 広告物の色彩の基調色は、周辺環境及び建築物その他の工作物等と類似又は融和するものとする。
他法令の遵守	⑥ 道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合すること。

【広告物の規模】

・ 広告物の面積や高さ、数量は最小限とすること。

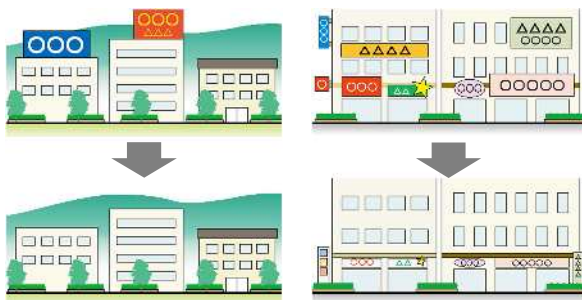


・ 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。

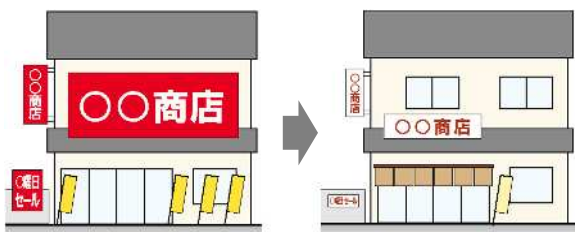


【周辺との調和】

・ 広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。

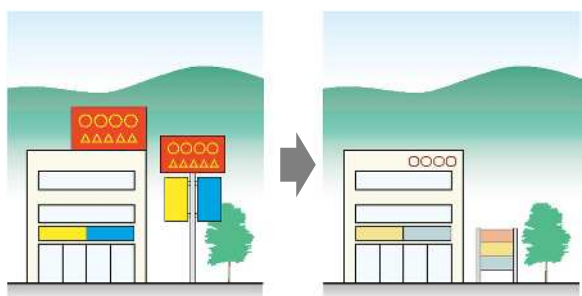


・ 建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。



【色彩や光の使い方】

・ 広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物、工作物と類似、融和するものとする。



【他法令の遵守】

・ 道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。

※例えば、道路法や道路構造令では、構造物を道路内に設置してはならない範囲を定めています。(P8「突出広告物」参照) また、建築基準法では、一定規模以上の広告物は確認申請を必要としています。(P2「注2」参照)

(2) 色彩・照明等の基準

項 目	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
色彩	・彩度6を超える色彩を使用する面積が、1面の表示面積の2分の1以下とすること。 ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用を禁止する。			—
照明等	・動光、点滅照明その他これらに類するものの表示又は設置を禁止する。 ・反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告その他これらに類するものの表示又は設置を禁止する。			—

※彩度：工業標準化法に基づく日本工業規格 Z8721 に定める彩度のこと。

※映像広告：高輝度発光ダイオード（LED）や液晶パネル、建築物その他の工作物等の壁面等を利用して、映像（静止画、動画）によって広告内容を表示するものをいう。

【色彩】

- ・彩度6を超える色彩を使用する面積が、1面の表示面積の2分の1以下とすること。

×



○



- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用を禁止する。

×



○



【照明等】

- ・動光、点滅照明その他これらに類するものの表示又は設置を禁止する。

×



○



- ・反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告その他これらに類するものの表示又は設置を禁止する。

×



×

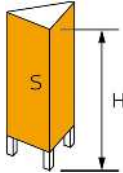
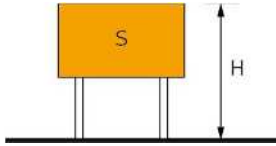


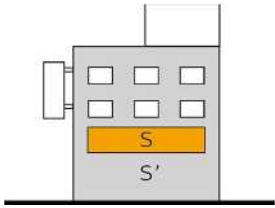
×

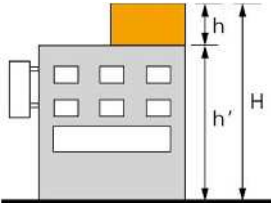
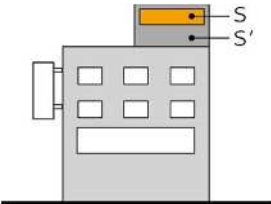


(3) 広告物ごとの個別基準

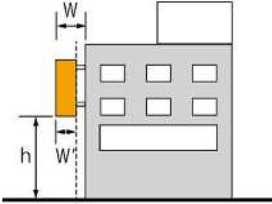
1) 固定広告物 【許可期間3年以内】

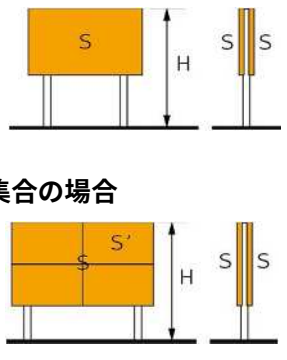
野立広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
広告塔  広告板 	【広告塔、広告板】 ・ $H \leq 6\text{m}$ ・ $S \leq 5\text{m}^2$ (合計) ・ 自家広告物に限る		【広告塔、広告板】 ・ $H \leq 8\text{m}$ ・ $S \leq 10\text{m}^2$ (合計) ・ 自家広告物に限る	【広告塔】 ・ $H \leq 15\text{m}$ ・ $S \leq 50\text{m}^2$ (1面) ・ 相互距離 $\geq 15\text{m}$ ※商業地域は $H \leq 30\text{m}$ のみ 【広告板】 ・ $H \leq 5\text{m}$ ・ $S \leq 50\text{m}^2$ (1面) ・ 相互距離 $\geq 5\text{m}$ ※商業地域は $H \leq 5\text{m}$ のみ 注) 鉄道又は国道・主要地方道からの展望目的の野立広告物は、別途基準あり

壁面広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
	・ $S \leq 1/4 S'$ (各壁面) ・ 自家広告物に限る		・ $S \leq 1/3 S'$ (各壁面) ・ 自家広告物に限る	・ $S \leq 1/3 S'$ (各壁面) ※商業地域は $S \leq 3/5 S'$ (各壁面)

屋上広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
屋上に設置する場合  屋上構造物利用の場合 	禁 止	【屋上設置、屋上構造物利用】 ・ $h \leq 3\text{m}$ ・ $h \leq 1/3 h'$ ・ 自家広告物に限る		【屋上設置】 ・ $h \leq 2/3 h'$ ・ $H \leq 50\text{m}$ 【屋上構造物利用】 ・ $S < 1/2 S'$ (各壁面)、 $1/2$ 以上の場合は屋上に設置する広告物扱い

※商業地域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の近隣商業地域及び商業地域をいう（都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所又は事務所及び事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径200メートル以内の地域をいう。）。

突出広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
 道路境界線	・ $W \leq 1.0\text{m}$ ・ $h \geq 2.5\text{m}$ ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る	・ $W \leq 1.5\text{m}$ ・ $h \geq 2.5\text{m}$ ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る	・ $S \leq 20 \text{ m}^2$ (合計)	
	・ (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$、(歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ ・ (道路境界線からの出幅) $W' \leq 1.0\text{m}$			

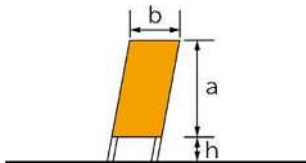
案内誘導広告物	基準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
 集合の場合 ◎非自家広告物だが、基準に適合すれば表示可能 表示内容(例) 	• $H \leq 5\text{m}$ • $S \leq 2 \text{ m}^2$ (1面)、$2 S \leq 4 \text{ m}^2$ (合計) 【集合の場合】 • $S \leq 8 \text{ m}^2$ (1面)、$2 S \leq 16 \text{ m}^2$ (合計)、$S' \leq 2 \text{ m}^2$ (1施設) • 表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること • 設置箇所は、原則として一の施設・場所につき特別地域内で3箇所以内であること • 色彩は、原則として3色以内であること • 複数の施設・場所を集合して表示する場合や、複数の道標・案内板等を表示・設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること ※第1種特別地域における設置は、指定する区域に限る			広告物ごとの個別基準に適合すること

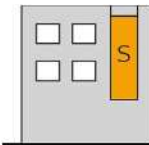
2) 固定広告物の総量

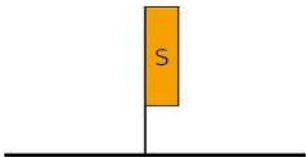
野立広告物、壁面広告物、 屋上広告物、突出広告物の 1敷地内の総量	基準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
	10 m ² 以内	15 m ² 以内	20 m ² 以内	
	• 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準に適合すること。 • 第2種特別地域、第3種特別地域における延面積 1,000 m²を超える店舗、宿泊施設等は、1,000 m²ごとに総量を10 m²緩和できる。ただし、第2種特別地域は45 m²、第3種特別地域は50 m²を上限とする。 • 景観審議会において、「良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の良好な景観の形成に寄与する」と特に認められた場合は、総量規制を緩和することができる。			—

3) 簡易広告物その1 【許可期間1月以内（特別地域のアドバルーンは3日以内）】

はり紙・はり札	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
	・ S ≦ 1 m ²			

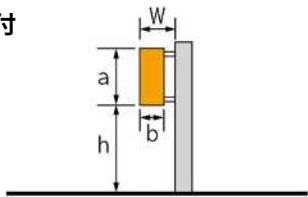
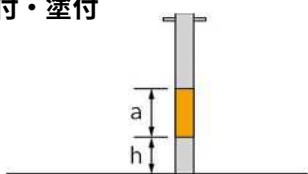
立看板等	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	• $a \leq 2\text{m}$ • $b \leq 1\text{m}$ • $h \leq 0.3\text{m}$			

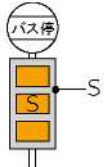
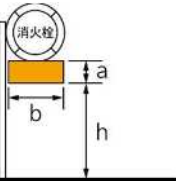
広告幕	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
懸垂幕 	横断幕 	・ $S \leq 15 \text{ m}^2$ ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること		

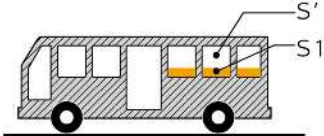
広告旗	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
	• $S \leq 2 \text{ m}^2$ • 4本以上設置する場合は相互の距離を3メートル以上とすること			• $S \leq 2 \text{ m}^2$

アドバルーン	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	・ 1敷地につき1個までとすること ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること			

4) 簡易広告物その2 【許可期間 3 年以内】

電柱・街灯柱を 利用する広告物	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
袖付 	• $a \leq 1.5\text{m}$ • $b \leq 0.8\text{m}$ • $W \leq 0.8\text{m}$ • (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$、(歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$			
巻付・塗付 	• $a \leq 1.8\text{m}$ • $h \geq 1.2\text{m}$ • 1本につき1個までとすること			

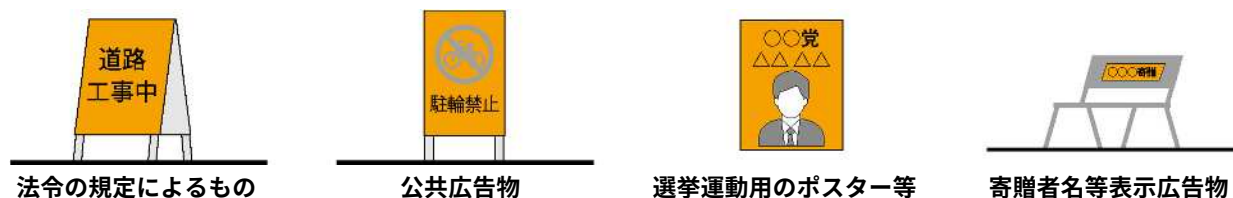
標識を 利用する広告物	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
バス停留所標識	 • $S \leq 1/3 S'$ ※ Sは広告一面あたりの面積			
消火栓標識	 • $a \leq 0.4\text{m}$ • $b \leq 0.8\text{m}$ • (車道上) $h \geq 4.5\text{m}$、(歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$			

自動車の外面を利用する広告物	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
①車体の外面全面を利用する定期路線バス（ラッピングバス） 	①定期路線バスの外面を利用する場合（②に規定するものを除く） ・表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみ ・$S1 \leq 3/10 S'$（各面） ・色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする ・表示方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと ・材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと			
②広告板を用いる定期路線バス 	②定期路線バスの外面を利用する広告板の場合 ・（側面）$S2 \leq 5 \text{ m}^2$、（後面）$S2 \leq 0.5 \text{ m}^2$			

7. 適用除外 (条例第11条)

(1) 特別地域、普通地域、禁止物件の適用除外となる広告物の例

- ①他法令の規定により表示する広告物（道路標識、交通標識など）
- ②国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
※一部の簡易広告物を除く広告物については、事前に市長と協議し、同意を得ることが必要
- ③公職選挙法の規定に基づく選挙運動用のポスター、立札など
- ④公益上必要な施設又は物件で、基準に適合して寄贈者名等を表示する場合



(2) 特別地域、普通地域の適用除外となる広告物の例

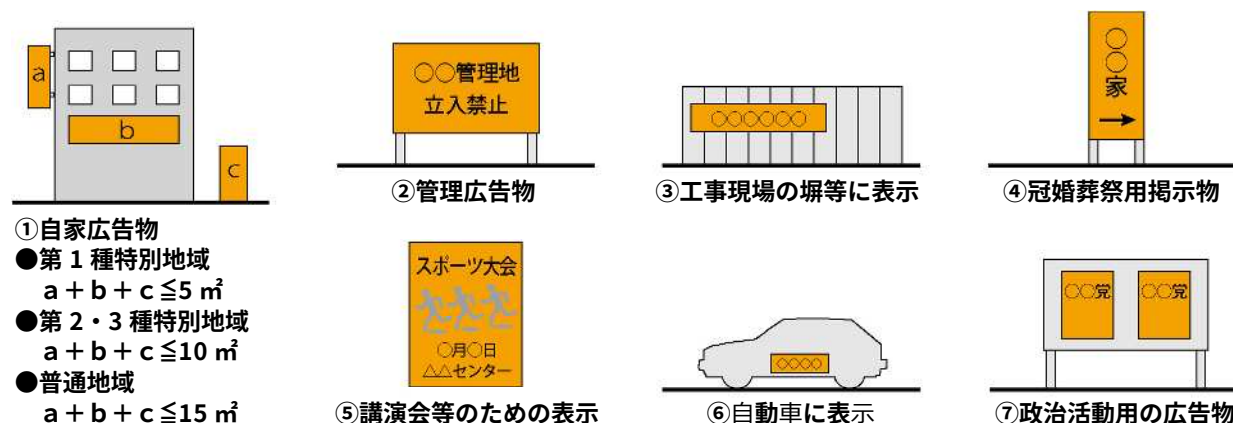
①自家広告物で基準に適合するもの

項 目	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
1敷地あたりの表示面積の合計	5㎡以内	10㎡以内 (九州自動車道両側500m以内と古墳・墓地等の地域は5㎡以内)	10㎡以内	15㎡以内
広告物単体の基準	・ 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準にも適合すること			

②管理広告物で基準に適合するもの

項 目	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
1 敷地あたりの表示面積の合計	2 m ² 以内	5 m ² 以内		
広告物単体の基準	・ 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準にも適合すること			

- ③工事現場の板塀や板囲いに表示される広告物で基準に適合するもの
- ④冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物
- ⑤講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物
- ⑥自動車に表示される広告物で基準に適合するもの
- ⑦政治資金規正法に基づく政治団体が政治活動のために表示する広告物で基準に適合するもの



8. 許可期間、手数料、罰則

(1) 表示期間 (規則別表第2)

○はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーンの種類 … 1月以内

○上記以外 … 3年以内

※特別地域でのアドバルーンの表示・設置は3日以内。

※許可等の期間が1月以内の広告物であって、基準に適合し、かつ、良好な管理が行われていると認められる広告物は、最長3年まで期間を延長します。

(2) 手数料 (宗像市手数料条例別表第2)

区分	種別	単位	金額
はり紙	—	1枚	5円
はり札等	—	1枚	10円
広告幕、広告旗	—	1枚	400円
立看板等	—	1個	200円
アドバルーン	—	1個	1,000円
電柱、街灯柱、標識の類を利用する広告物	—	1個	200円
広告塔、広告板、その他の広告物 ※照明を伴うものは10割加算	1㎡未満	1個	200円
	1㎡以上2㎡未満	1個	400円
	2㎡以上5㎡未満	1個	800円
	5㎡以上10㎡未満	1個	1,600円
	10㎡以上20㎡未満	1個	3,200円
	20㎡以上30㎡未満	1個	5,000円
	30㎡以上50㎡以下	1個	8,000円
	50㎡超	1個	8,000円に50㎡を超える面積(1㎡未満は切り上げ)に1㎡あたり200円を合算した金額(上限50,000円)

(3) 罰則 (条例第36条～第39条)

○50万円以下の罰金

・措置命令に違反した者

○30万円以下の罰金

・許可を受けるべき広告物等を許可なく表示等、変更(改造)した者

・除却義務に違反した者 など

○20万円以下の罰金

・求めに対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者

・立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をした場合は、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑が同様に科されます。

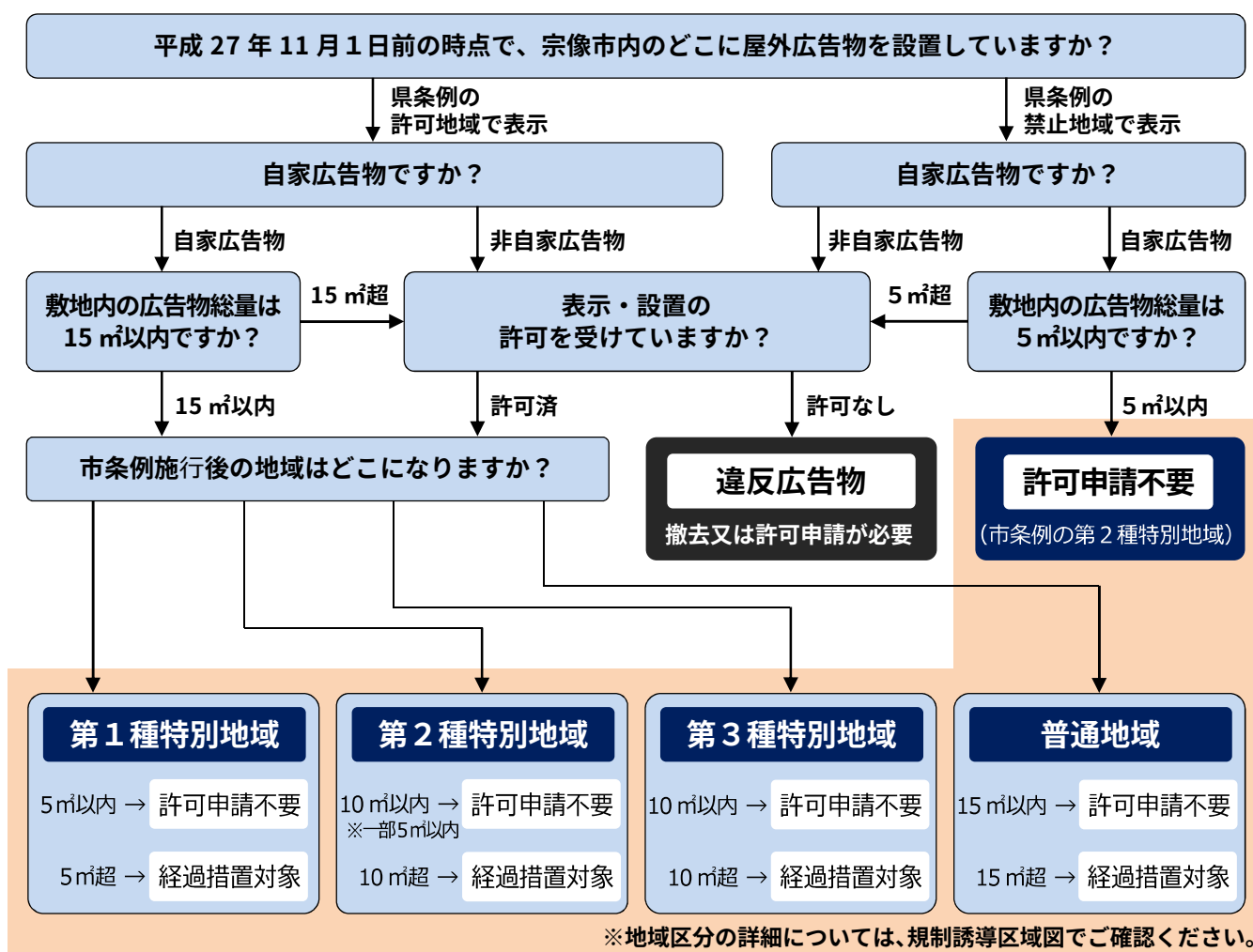
9. 経過措置 (条例附則第4項)

市条例の施行前に、県条例の規定により許可を受けているか、又は許可申請が不要で適法に表示・設置されている屋外広告物は、市条例施行後、その屋外広告物に対して変更や改造を行わない限り、経過措置の対象として引き続き表示・設置することができます。

※県条例の規定により許可を受けている屋外広告物は、経過措置の対象となるものであっても、市条例施行後にその許可の更新をする場合は許可申請が必要です。

※変更や改造を行う前であっても、条例第13条の禁止広告物に該当した時点で経過措置は終了します。

経過措置の対象となる屋外広告物の早見表



※面積計算には、許可申請不要の場合は簡易な広告物（はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗）を含みます。
 ※案内誘導広告物、管理広告物、路線バスに表示する広告物は、この図の対象外です。別途許可基準を遵守してください。
 ※P11 に示している広告物は、この図の対象外（許可申請不要）です。

10. 路上違反広告物の簡易除却制度について

(宗像市路上違反広告物簡易除却事務の委任に関する要綱)

道路上の電柱や街灯柱、道路標識などには、「はり紙」や「はり札」、「立看板」等を掲出することが禁止されていますが、現状では、これらの物件への違反広告物が数多く見られます。

このため、市では、このような違反広告物を市民と一体となって除却する制度を平成 16 年に創設し、良好な景観形成と安全で快適な生活環境の維持を推進しています。

この制度は、路上違反広告物の簡易除却活動に協力していただける団体を「路上違反広告物追放推進団体」として市が認定し、その団体の構成員に簡易除却を委任するものです。

推進団体認定の申請は、随時受け付けますので、お気軽にご相談ください。

【制度の概要】

- 路上違反広告物の簡易除却活動をお手伝いしていただける 2 人以上で構成される団体（構成員は 18 歳以上の人）は、推進団体認定申請書を提出してください。認定を受けると認定証が発行されます。
- 構成員には、路上違反広告物の追放に関する講習会を受講していただきます。講習後、登録員証と腕章を交付します。
- 除却活動の際、構成員には登録員証と腕章を携帯していただきます。
- 除却活動は、無償のボランティア作業となります。
- 除却したはり紙は各自で処分をお願いします。はり札・立看板は団体ごとの一時保管場所に集積しておいてください。後日、市が回収にうかがいます。
- 除却活動時の事故に備えて、市においてボランティア保険に加入します。

屋外広告物に関する主な申請窓口

市屋外広告物条例に基づく許可申請	宗像市 都市建設部 維持管理課 管理係 〒811-3492 宗像市東郷 1-1-1 TEL：0940-36-7471
県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録申請	福岡県 建築都市部 公園街路課 公園緑地係 〒811-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL：092-643-3724
建築基準法に基づく工作物の確認申請	北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒807-0831 北九州市八幡西区則松 3-7-1 八幡総合庁舎 TEL：093-691-4585
道路法に基づく道路占用許可申請	●市が管理する道路 宗像市 都市建設部 維持管理課 管理係 〒811-3492 宗像市東郷 1-1-1 TEL：0940-36-7471
	●県が管理する道路 北九州県土整備事務所 宗像支所 庶務課 〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎 TEL：0940-36-2005
	●国が管理する道路 北九州国道事務所 八幡維持出張所 〒806-0049 北九州市八幡西区穴生 4-12-1 TEL：093-691-3338
景観行政全般に関すること	宗像市 都市建設部 都市計画課 都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷 1-1-1 TEL：0940-36-1484

宗像市屋外広告物条例の手引き

平成 27 年 11 月

宗像市 都市建設部 維持管理課
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目 1 番 1 号
TEL : 0940-36-7471 (直通)